

## 平成 28 年度事業報告書

### 第 1 事業実施期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

### 第 2 平成 28 年度事業推進の基本方針

平成 28 年度の事業は、変化する暴力団等の不当要求行為から県民を守り、暴力団のいない安全で住みよい静岡県を実現するため、県警察本部、各警察署及び静岡県をはじめとする行政機関、地域・職域の各暴力追放協議会組織及び弁護士会と連携を密にし、定款に定めた各事業を適正かつ効果的に推進した。

基本方針	配 意 事 項
1 事業の活性化	(1) 定款に基づく内部規程の整備等事業基盤の確立を図り、より効果的な事業の執行に努めた。 (2) 県民に暴力追放運動推進センターの設立目的と事業内容を周知し、被害を受けるおそれのある県民と暴力団取締りを行う警察との「橋渡し役」を果たした。 (3) 県民の暴力追放相談について、「駆け込み寺」としての役割を確実に果たした。 (4) 暴力団離脱者就労支援を推進するために、福岡県をはじめとする21都府県と協定を締結し、活動基盤を整備した。
2 財政基盤の確立	(1) 県民から信頼される活動を展開し、寄付金の募集、暴迫自販機の新規設置及び暴力団追放友の会会員増強を推進し、活動資金の獲得に努めた。 (2) 基本財産運用には万全を期し、安全かつ効率的に事業資金を取得することに配慮した。

### 第 3 公益事業の結果

#### 1 暴力団による犯罪被害者に対する救援事業、少年及び暴力団離脱者に対する保護救済事業

事 業 名	事 業 の 内 容
(1) 相談、助言事業 【定款】 第 4 条第 1 項 第 3 号・第 4 号 第 5 号 [別表 1]	ア 被害相談の受理 県民からの被害相談は、専門的知識や経験を持つ常勤の暴力追放相談委員(以下「相談委員」という)や専門的見地から弁護士 2 名、保護司 3 名、少年指導委員 2 名の非常勤相談委員が面接電話等によって受理し、必要により警察等関係機関と連携して問題解決を図った。 イ 相談受理件数と内容 期間中の暴力相談受理件数は1,218件で、前年同期比で392件減少した。 「その他の暴力関係相談」がほぼ同数減少しており、その相談内容は暴力団属性照会がほとんどであることから、各企業等の自社資料が整備されつつあり、照会件数が減少したものと思われる。 * 過去の相談受理件数の推移

	年度	暴対法9条	組織離脱等	事務所撤去	他の不当行為	暴対法関連等	その他の暴力	合計
	28年	0	6	0	24	62	1,126	1,218
	27年	1	6	0	10	45	1,548	1,610
	26年	10	2	0	20	32	1,736	1,800
	<p>ウ 暴力団離脱希望者からの相談及び助言 相談委員が暴力団離脱希望者6名から相談を受理し、更正を図るためのノウハウの教示、就労の相談及び社会復帰のための助言・指導を行った。</p> <p>エ 暴力追放相談委員連絡会の開催 4月5日に相談委員連絡会議を開催し相談委員7人を委嘱するとともに情報交換を行った。</p>							
(2) 助成、貸付事業 【定款】 第4条第1項 第5号・第6号 第9号	<p>ア 離脱者雇用給付金支給 該当事案はなかった。</p> <p>イ 民事訴訟費用の無利子貸付 該当事案はなかった。</p> <p>ウ 被害者見舞金支給 該当事案はなかった。</p>							

## 2 広報啓発事業及び民間団体等が行う暴力団排除活動に対する支援事業

事業名	事業の内容
(1) 広報啓発事業 【定款】 第4条第1項 第1号・第2号 第4号	<p>ア 広報啓発 当法人の設立目的及び事業内容を周知し、「暴力団追放三ない運動+1(ワン)」の啓発、暴力相談の活性化について事業効果を図るために広報啓発資料を作成し、行政機関、民間の暴力団排除活動推進団体である市・町で組織された地域暴力追放推進協議会26団体(以下「地域暴力追放団体」という)及び各種業界団体ごとに組織された職域暴力追放推進協議会35団体(以下「職域暴力追放団体」という)に配布したほか、暴力追放会議、同大会、同講演会等で配布し、暴力団排除意識の高揚を図った。</p> <p>① キャッチフレーズ 広報啓発のキャッチフレーズは、静岡県暴力団排除条例の基本理念である暴力団追放三ない運動「暴力団を恐れない・暴力団を利用しない・暴力団に資金を提供しない」に、「暴力団と交際しない」を加えた暴力団追放三ない運動+1(ワン)である。</p> <p>② 広報啓発資料配布状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力団等反社会的勢力排除対策 パンフレット 27,000部</li> <li>・ 暴力団情勢と対策 パンフレット 300部</li> <li>・ 企業対象暴力の現状と対策 パンフレット 2,000部</li> <li>・ 行政対象暴力の現状と対策 パンフレット 1,000部</li> <li>・ 民暴相談のしおり 100部</li> <li>・ 不当要求防止 ポスター 2,000部</li> </ul> <p>③ 県下公共交通機関における広報活動</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各路線バス(静岡鉄道、遠州鉄道、伊豆箱根鉄道、東海バス及び静岡鉄道電車で車内放送を実施した。</li> <li>・ 富士急行の路線バスでラッピングバスを運行した。</li> <li>・ 静岡鉄道、遠州鉄道、伊豆箱根鉄道の電車駅に暴迫看板を掲出した。</li> </ul> <p>④ 静岡県消費者月間街頭キャンペーンへの参加 県中部県民生活センターが主催し、弁護士会、司法書士会等が協力して実施した街頭キャンペーンに2回参加し、暴排リーフレットや啓発品を配布した。</p> <p>⑤ 暴力団の動向などをまとめた「暴迫センターだより」を31回作成し、地域・職域暴力追放団体、暴力追放友の会会員等に配布するとともにEメール、ファックスで配信し、その後ホームページにも掲載した。</p> <p>イ 視聴覚資材の貸出 暴力団員の不当要求行為の特徴とその対応要領等を紹介した広報啓発用ビデオ、DVD等を61回無償貸出した。</p> <p>ウ キャンペーン 11月を暴力追放運動推進強化期間として、地域・職域暴力追放団体等とともに「暴力団追放三ない運動+1(ワン)」をキャッチフレーズに、暴力団追放キャンペーンを行った。</p> <p>エ 暴力追放県民大会の開催 11月15日(火)沼津市のプラサヴェルデにおいて、県民の暴力団排除意識の高揚を図るため、地域・職域暴力追放団体、静岡県防犯協会連合会、静岡県警察及び沼津市と「第34回静岡県暴力追放・銃器根絶県民大会、暴迫センター設立25周年記念大会」を開催し、約900人の参加を得た。</p>
<p>(2) 民間団体が行う暴力団排除活動支援事業 【定款】 第4条第1項 第2号・第8号 [別表2] [別表3] [別表4]</p>	<p>ア 企画指導・資料提供 地域・職域暴力追放団体、暴力団対策法第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関及び企業、行政機関等が中心となって県民総ぐるみによる暴力団排除活動の推進を図るため、その企画・指導をはじめ、広報啓発パンフレット、冊子及び機関紙誌等の資料及び啓発ビデオを提供し、支援した。</p> <p>イ 暴力団排除組織への職員派遣による支援状況 ① 地域暴力追放団体の総会、大会へ21回 ② しずおか防犯まちづくり会議へ1回 ③ 職域暴力追放団体総会、大会、情報連絡会へ47回 ④ (全国・県)民事介入暴力対策委員会の民暴研究会へ6回</p> <p>ウ 講師の派遣 各地域・職域暴力追放団体、企業、事業所及び行政機関が主催する研修会及び講習会等へ25回、当法人の専務理事、事務局次長及び相談委員を派遣し、暴力団情勢や被害防止のための対処方法等について講演した。</p> <p>エ 職域暴力団追放団体の設立支援(通年) いまだ設立していない各種業界に対し、同団体設立の働き掛けを行った結果、静岡県漁協系統暴力団等排除対策協議会の設立を支援した。</p>

	<p>オ 責任者会議(毎年) 各地域・職域暴力追放団体の事務局責任者と県警との連絡会議を4月28日(木)に開催した。</p>
<p>(3) 監視、情報の収集提供、調査活動事業 【定款】 第4条第1項 第11号・第12号</p>	<p>ア 監視・情報収集 暴力団事務所等の監視活動及び新聞、雑誌、書籍、インターネット等からの情報を収集し、各県暴追センターとの情報交換を行うなど暴力団に関する情報や資料を収集した。</p> <p>イ 情報発信 暴力団に関する各種情報は、機関紙、ホームページで情報発信、相談者への指導・助言及び講演等において県民に提供し被害防止のための知識の普及と暴力団排除意識の高揚を図った。</p> <p>ウ 調査活動 県警本部からの派遣職員が祭典や大相撲巡業及び暴力団事務所の見学を行い、露天商からの暴力団排除並びに暴力団組織の現状を調査・把握し、その現状の一端を各種講習会、研修会等で説明した。 (祭典2回、大相撲巡業等2回、暴力団事務所7箇所)</p>
<p>(4) 少年指導委員に対する育成事業 【定款】 第4条第1項第10号 [別表4]</p>	<p>県公安委員会から委嘱された少年指導委員190人に対し、県下3箇所で少年に対する暴力団からの勧誘や加入強要等不当な行為の予防活動に必要な知識を養うため、最近の暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態、その排除要領を内容とした研修会を開催した。</p>
<p>(5) 表彰、コンクール事業 【定款】 第4条第1項第13号</p>	<p>県民の暴力団排除意識の高揚と活性化を図るため、上記暴力団排除活動に尽力し、功労があった4個人3団体に対し暴力追放功労表彰を、9団体に感謝状を贈呈して賞揚したほか、防犯協会連合会と共催しポスター、標語コンクール表彰を行った。また、上級表彰として全国暴力追放功労表彰を1個人1団体が、関東管区内暴力追放功労表彰を1個人2団体が受賞した。</p>

### 3 不当要求防止責任者に対する講習事業

事業名	事業の内容
<p>不当要求防止責任者に対する講習事業 【定款】 第4条第1項7号 [別表5]</p>	<p>暴力団等反社会的勢力による被害を防止するため、静岡県公安委員会から委託を受け、企業、事業所及び行政機関から不当要求防止責任者として選任された職員に対してその被害防止に関する知識技能を教示する講習会を開催した。 開催数は52回、受講者数は2,731人で前年同期比+13回+951人で、不当要求防止責任者の普及と育成を図った。 大幅な受講者数の増加要因は、県の入札評価点の付与に伴い建設業界の参加者が増えたものである。</p>